

## 条例案に対する意見・質問等について

### 1 審査会等について

#### (1) 赤平市の例

- ◆「赤平市市税等特定滞納者審査委員会」を設置。
  - ・特定滞納者の認定、不服申し立ての審査等を行う。
  - ・特定滞納者とは、担税能力がありながら、再三の電話や文書催告及び臨戸訪問をしても分割納付等納税の誠意を示さない者等であり、各収納課より該当者を選定し、審査委員会において認定する。
  - ・審査委員会委員は、収納関係課長6名で構成。

#### (2) 上富良野町の例

- ◆「上富良野町町税等滞納審査会」を設置。
  - ・特定の滞納者の氏名等の公表の適否について、町長の諮問に応じて、調査審議し、意見を答申する。
  - ・審査会委員は、弁護士、公認会計士又は税理士、学識経験者等の5名程度で構成。
  - ・審査会から氏名等の公表が必要である旨の答申があった場合、「上富良野町個人情報保護審査会」においても同様に適否について審査する。

### 2 段階的なサービス制限について

#### (1) 芽室町の例

- ①納期限内に完納していない者
- ②納期限後発付される督促状の納期限までに完納されない者
- ③特定滞納者

滞納者を上記のとおり3区分し、制限項目の適用範囲等を異にすることで一律に扱うことがないような規定としている。(①から③にいくほど、制限事業が増えていく等)

### 3 行政サービス事業について

#### (1) 〈No.1〉集会室の使用

- ・使用申請をして、即許可しなければならない。また、許可にあたっては、指定管理者(民間)が行うので、滞納情報の提供には問題が生じる。よって、制限対象外とする予定。

#### (2) 〈No.3〉地域用水広報館の使用

Q) 民間サークルの活動の場になっていますが、制限対象には？

- A) 使用申請をして、即許可しなければならない。また、許可にあたっては、指定管理者(民間)が行うので、滞納情報の提供には問題が生じる。よって、制限対象外とする予定。

#### (3) 〈No.10〉美幌地区交通安全協会運営事業

Q) 協会はどのような活動をしているのですか？年間の補助額はいかほどですか？

- A) ・交通安全啓発～パンフ配布、交通安全教室等  
 ・年間補助金 54万円

- (4) 〈No.22〉 指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の売りさばき  
・既に制限していました。「既制限」への記入漏れです。
- (5) 〈No.23〉 家庭用浄水装置設置費用補助金  
Q) 今まで申請がなかったようですが、「害」はなかったのでしょうか？  
A) 申請がない年度については、「害」になるようことがなかったと理解しています。
- (6) 〈No.34〉 医療従事者就業支援補助金  
・条例での制限事業にできないか検討したいと思っています。
- (7) 〈No.35〉 各種健康検診助成  
Q) 未成年者・成人者・高齢者が対象などと各種検診があると思います、検討の余地があると思います。  
A) 担当グループと協議していく予定です。
- (8) 〈No.48〉 観光物産宣伝研修報償  
Q) 報償金・謝礼金など、宣伝研修に係わる費用の補助のことですか？「報償」とは、行政用語ですか？  
A) ・報償とは、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償等です。  
・町外において、本町の観光及び物産の宣伝を目的とする事業等への助成であり、旅費や商品送料等への助成になります。
- (9) 〈No.52〉 空き店舗活用事業補助  
Q) 過去2年ほど申請がないようですが、条件が厳しいのでしょうか？それとも、事業を始めようとするものがないのでしょうか。  
A) 申請状況－H22－1件、H23－0件、H24－1件
- (10) 〈No.58〉 給水装置工事指定業者の登録  
・規程により制限しているので、条例での制限ができないか検討したいと思っています。
- (11) 〈No.67〉 全国・全道大会選手派遣補助に関すること  
Q) W杯は除いて「五輪」の時の対応は？どんな要綱ですか？  
A) 国外大会への派遣補助の要綱はありません。今回の「五輪」の対応としては後援会に補助をしています。
- (12) 住宅用太陽光発電システム設置モニターの委託  
・国の補助が入っていたため、制限対象外としました。